

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和7年6月5日

高知県競馬組合 管理者 合田 和穂

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	高知競馬場 育成厩舎改築外構整備工事 （建競第7-3号）
2 工事場所	高知市長浜宮田
3 工事の概要	外構整備 一式 馬道整備 一式 放馬対策 一式 既存厩舎等取壊し 一式
4 工事日数（完成期限）	令和7年12月26日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
7 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（企業評価型） 事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。 価格競争
8 入札手続	建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法 (紙の入札書を入札箱に投かんする方法)
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和7年度高知県建設工事競争入札参加資格の要件	建設工事の種類 等級 総合点数	建築一式工事 A等級 760点以上
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が5,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）以上となる場合には、建築一式工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。	
3 営業所の拠点	高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者	
4 施工実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。なお、民間工事も施工実績として認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 最終請負金額（税込）が5,000万円以上であること。 R C造、S R C造または鉄骨造による建築一式工事であること。 	
5 配置予定技術者	次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の5の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。	
資格等	<ol style="list-style-type: none"> 主任技術者は、1級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあっては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。 いわゆる経営業務の管理責任者（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）でないこと（許可業種は問わない）。 	
従事実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 従事役職が現場代理人、監理技術者、専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 	

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和7年6月16日（月）午後5時 (申請書等の受付は上記期日までの土日祝日を除く。)
	提出先	高知県競馬組合 管理課（※第6）
	提出方法	持参
	掲載場所	以下のホームページに掲載する。 高知県競馬組合 http://www.keiba.or.jp/top.html 高知県農業振興部農業政策課 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/162201/
2 設計図書の閲覧方法		電子データ（PDFファイル等）を貸与する。貸与を希望する者は、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県競馬組合管理課（※第6）へ持参すること。
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: mf@keiba.or.jp
	提出期限	令和7年6月18日（水）午後5時
	回答期限	令和7年6月23日（月）
4 入札日時・場所	日 時	令和7年6月27日（金）午前10時0分
	場 所	高知県競馬組合 2階大会議室
5 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県競馬組合（※第6）へ持参すること。
	提出期限	落札候補者となつた旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く）。

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。
なお、民間工事も施工実績として認める。

（1） 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要 件
企業の評価	1 実績については平成27年度以降に、成績評定については令和4年度以降に元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 3 最終請負金額（税込）が5,000万円以上であること。 4 R C造、S R C造または鉄骨造による建築一式工事であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成27年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	実績 有 実績 無	10点 0点
同種・類似工事の成績評定 (令和4年度以降) ※高知県又は高知県競馬組合（県警本部は除く。）発注工事の成績評定点。ただし、高知県又は高知県競馬組合発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	成績評定点 80点以上 〃 78点以上 80点未満 〃 76点以上 78点未満 〃 74点以上 76点未満 〃 72点以上 74点未満 〃 70点以上 72点未満 〃 70点未満	15点 12.5点 10点 7.5点 5点 2.5点 0点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県又は高知県競馬組合発注工事に限る。	成績評定点 65点未満 無 〃 有	0点 -5点
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所 有 当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所 有 当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所 無	10点 5点 0点
独占禁止法違反等による指名停止の状況 (公告日以前1年間)	指名停止 無 〃 有	0点 -10点
合計	35点（合計点を6点に換算。）	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		

同種・類似工事の従事実績の有無 (平成27年度以降)	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和4年度以降) ※高知県又は高知県競馬組合（県警本部は除く。）発注工事の成績評定点。ただし、高知県又は高知県競馬組合発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
	〃 70点未満	0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 ・(公社) 日本技術士会 ・(公社) 日本建築士会連合会 ・(一財) 建設業振興基金 ・建築設備士関係団体CPD協議会 ・(公社) 土木学会	推奨単位の10分の8以上 〃 10分の5以上 10分の8未満 〃 10分の3以上 10分の5未満 〃 10分の1以上 10分の3未満 〃 10分の1未満	10点 7.5点 5点 2.5点 0点
合計	35点 (合計点を4点に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。
	可	2点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	5点	・低入札に該当しなかった者にあっては、資料提出は求めず、「良」(満点)とする。
	可	2点	
	不可	0点	
合計	10点		

(5) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」において、評価の対象としないも

のとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 企業の評価項目一覧表（様式5） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）
入札書の投かんに際し、提出する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参	1 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合のみ。） 4 令和7年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 特定建設業許可の写し（※該当する場合のみ。） 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 様式5の挙証資料（様式7-1を含む。） 8 様式6の挙証資料（様式8を含む。）

第6 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地

高知県競馬組合 管理課

電話 088-841-5123

FAX 088-841-5130

E-mail mf@keiba.or.jp

第7 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づ

き分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

2 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の80%
- (3) 現場管理費 設計金額の90%
- (4) 一般管理費等 設計金額の68%

3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

4 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。

5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

6 入札時積算数量書活用方式の適用

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることがないものとする。

③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

7 工事費内訳明細書の提出

① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）

② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

8 本工事は、「週休2日促進工事」実施要領における発注者指定型の対象工事である。

9 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の専任特例2号による監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。